

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

代償分割を活用した遺産分割

Q：遺産分割協議中ですが、代償分割による分割を考えています。課税価格はどうのように計算するのでしょうか。

A：代償分割とは、遺産の全部又は大半を特定の相続人が取得し、その相続人が他の相続人に対して金銭等の財産を交付する遺産分割方法の一つです。

代償分割でも、配偶者の税額軽減の適用を受けることができます。

ここに相続財産が土地8億円（時価10億円）のケースを想定してみましょう。相続人は母と子供一人とします。代償分割の方法はいろいろありますが、例えば子が全財産を取得し、母に時価による法定相続分5億円を交付するとしますと、課税価格の計算は次のいずれでもよいことになります。

<第1法>

(相続財産) (代償債務) (課税価格)

母 5億円

子 8億円 - 5億円 = 3億円

<第2法>

母 $5億円 \times (8億円 / 10億円) = 4億円$

子 $8億円 - \{5億円 \times (8億円 / 10億円)\} = 4億円$

第1法は、単純に債務負担額を控除した分が子の課税価格となりますが、第2法は、代償財産を時価と相続税評価額との比で改訂する方法です。

第2法は子のみが税額を納めますが、第1法は母も税金を負担しますので、二次相続を考えると第1法が有利となります。

